

# スクールソーシャルワーカーとして就職する困難

—東京都基礎自治体への調査をもとに—

藤 本 啓 寛

## 1. はじめに

本論文は、スクールソーシャルワーカー（以下、SSWと表記）として“就職する”者の視点に立ちながら、東京都基礎自治体においてスクールソーシャルワーカーとして就職する上でどのような困難があるかを明らかにするものである。SSWは、2008年度に文部科学省の10/10負担の調査研究事業として導入され、2017年度には「児童の福祉に関する支援に従事する（学校教育法施行規則第65条の3）」者として定義付けられた専門職である（藤本2020a）。当初のいじめ・不登校といった教育問題への対応に加え、子どもの貧困対策の一環や「チームとしての学校（文部科学省2015）」を実現する一員など、様々な教育政策を実現するキーパーソンとして位置づけられ、SSWの人数は2009年度以降増加の一途にある。すなわちSSWの職域はその期待の高まりと共に拡大し続けていると言える。

これまでのSSW研究においては、SSWを“雇用する”市町村や教育委員会の視点からの研究が多く行われてきた。例えば第9期中央教育審議会委員を務め、政策提言を積極的に行っている山野（2015）は、教育委員会がどのようにSSWを活用すれば効果的な支援ができるかについて研究を進めている。ところで、そのような自治体の思惑の実現には、SSWという職域に“就職する”者の存在が必要不可欠である。

こうした課題に対し、既存の研究ではSSWの労働条件が不十分であることが一部明らかにされてきた。例えば教員の給与との比較に言及した藤本（2020b）のまとめでは、SSWの月額平均給与である226,000円は全国の小中学校教員（大学卒）の初任給の月額平均給与・204,932円を上回る金額ではあるが、全年齢を含めた月額平均給与・359,806円には大きく届かないといった指摘がなされている。もちろん、常勤労働が主流の教員と非常勤労働が多いSSWを単純に比較し、前者より後者のほうが労働条件が不十分であると断定できるわけではないという留保は付く。そこで、本論文では就職する上での困難を明らかにするためには勤務時間や給与の多寡だけではなく、募集期間・時期や資格、応募人数など労働条件についての総合的な議論が必要であるという認識に立つ。しかし、SSWの就職のプロセスはこれまでほとんど明らかにされてこなかった。数少ない先行研究の中でも米川（2013）は2013年時点における東京都内のスクールソーシャルワーカーの活用の実態を包括的に明らかにしているが、前述の“雇用する”市町村の視点を前提にしており、SSWとして“就職する”者

の視点を取り込めていない。“雇用する”市町村からすれば、一時点で自治体にどれだけのSSWが揃っているかが重要となる。しかし“就職する”者からすれば、各自治体の募集がどのようになされているのが焦眉の問題となるだろう。“就職する”者の視点が欠落したまま研究が進められたとき、期待の高まりに追いついていない不十分な労働条件が等閑視される恐れがある。こうした研究の現状は先行専門職であるスクールカウンセラーについても同様であり、研究の進展が求められる。

そこで本論文はSSWに就職するうえでどのような困難があるのかを明らかにする。具体的には、東京都基礎自治体におけるSSWの募集で示されている募集期間・時期、資格・賃金・勤務時間、そして応募数をそれぞれ検討することを通じて、上記の困難を包括的・多角的に明らかにしていく。

## 2. 対象と方法

本研究では、東京都の62の基礎自治体のうち、SSWを活用している52の区市町を対象に、2019年5月から順次情報開示請求ないし情報提供を依頼した。本論文ではこのうち、SSWとしての就職に関する資料を用いて分析を進めた。東京都を選定した理由は、SSWの就職についてのデータを、地理的な条件といった募集要項に影響を与える条件をできるだけそろえ、多く収集するにあたり、一定の地域内に複数の基礎自治体が集約している<sup>(1)</sup>点で適切であると考えたからである。また、1.で述べたSSWの少ない給与をふまえ、日本で最低賃金が最も高い東京都で検討を進めることで、それ以外の道府県についても同等またはより深刻な就職状況にあると推し量ることができるからである。情報開示請求または情報提供という方法を選定した理由は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の第三条～第十七条に記された正式な手続きであり、各基礎自治体担当者の任意回答とされる調査票調査よりも迅速かつ確実な情報の収集が望めたからである。ただし、各基礎自治体の文書保存年限がばらばらである都合上、全ての基礎自治体・年度について網羅的に就職に関する資料を入手できたわけではない。すなわち、ある基礎自治体からは過去2年度分しか公開されなかったが、別の基礎自治体からは過去10年度分に渡って公開されるといった不揃いな事態が生じている。また2020年9月時点でまだ情報提供がなされていない自治体もあるほか、情報開示請求の対象外となった自治体<sup>(2)</sup>もある。したがって以下の分析では、「文書が存在しないこと」を「募集がなかったこと」とは断定せず、2020年9月時点で募集についての情報が得られている38の基礎自治体<sup>(3)</sup>の資料を用いる。

分析に当たっては、各募集要項等に記された自治体名、募集年度・時期、勤務時間・日数、給与、資格、募集人数、掲載日、締切日ならびに採用資料に記された応募人数を1レコードとし、計133レ

表1 本論文で用いる基礎自治体の数

|     | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 計   |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 区   | 0    | 0    | 0    | 0    | 1    | 0    | 2    | 3    | 6    | 10   | 12   | 10   | 18   | 62  |
| 市町村 | 0    | 0    | 1    | 0    | 0    | 0    | 1    | 7    | 10   | 13   | 12   | 12   | 15   | 71  |
| 計   | 0    | 0    | 1    | 0    | 1    | 0    | 3    | 10   | 16   | 23   | 24   | 22   | 33   | 133 |

コードからなるデータベースを作成した。もし一つの募集要項でも2つ以上の異なる採用条件での募集があれば、レコードを分割して作成している。なおこの過程で、複数提示された雇用条件のどちらで採用されたかが不明である場合は、応募人数を欠損として取り扱った。なおこの他にも、基礎自治体からの提供情報が不足し、全てのフィールドを埋められなかったレコードもあるため、以下の各分析では欠損のないレコードのみを用いている。

### 3. 結果

#### 3-1. 募集期間・時期：新卒就職者を想定して

就職の実態を捉えるにあたり、重要となるのが募集時期である。SSWの募集時期と比較するために、まず福祉の仕事に就く大学生の新卒採用<sup>(4)</sup>における募集期間・時期を確認する。図1は、大学生の就職活動の動きを示したものである。前年度の7月ごろからインターンシップなどに参加し、3月ごろには各企業へのエントリーが開始される。そして訪問や就職フェアなども活発化し、採用試験が開始され、10月には内定式に至る。福祉職採用を含む地方公務員の場合でも、前年度に自分が応募したい募集についての募集要項を確認しておき、試験勉強や就活準備、職種研究やインターンシップを積み重ね、6月ごろまでに一次試験、8月ごろまでに二次試験が行われ、民間同様10月までには内定が得られる。毎年ほぼ変わらないスケジュールで、遅くとも前年度の冬には就職活動がスタートし、約1年前後の就職活動を経て卒業の約半年前には多くの人の進路が決まるのが福祉領域における新卒者の就職活動となっている。

これに対して、SSWの募集時期は3つの点で大きく異なる。第一に、毎年同様に採用選考が行われるわけではないということである。特に募集の有無についてはこの特徴が顕著となる。分析対象となる38の基礎自治体のうち、特に多くの情報が得られた2016年度以降の過去5年間で、毎年募集があった自治体は7つにとどまる。もちろん、2.で述べたように「文書が存在しないこと」は「採用がなかったこと」であると断定はできないが、たとえそうだとしても、多くの自治体では必ずしも毎年SSWの採用が行われているわけではないことが示唆される。これは先述の一般的な新卒学生の就職

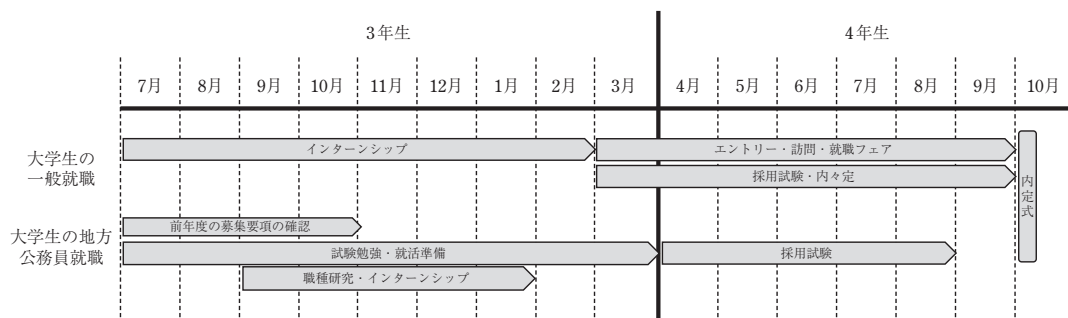


図1 大学生の就職活動の動き（社会福祉法人全国社会福祉協議会・中央福祉人材センターならびにマイナビ Web サイトをもとに筆者作成。）

活動と異なり、「今年ある募集が来年あるわけではない」といった不確実性の種となる。

第二に、募集期間がとても短いということである。図2は、各自治体がSSWの募集要項を公開した日から募集締切日に至る期間を示している。約6割が11日～19日の間に集中しており、募集要項が発表されてからわずか11日～19日間という短期間で応募するかどうかを決めるという状況に置かれている窮状が見て取れる。これは、先述の一般的な新卒学生の就職活動において、インターンシップを含めれば1年以上をかけて進めていくのと同対照的である。また2020年9月時点では、SSWの募集を掲載するポータルサイトは存在しておらず、就職希望者個人が教育委員会のWebサイトを都度閲覧するなどして見つけなければならない状態に置かれている<sup>(5)</sup>。

第三に、採用選考が行われる時期が大幅に後ろにずれ、かつ短いということである。図3は、募集期間別のSSW募集の掲載日の分布である。一瞥してわかるように、12月から採用活動が活発化し、2月上旬にピークを迎え、3月に入ってもなお募集が続いているという差し迫ったスケジュールを示している<sup>(6)</sup>。なお1月上旬ごろまでは3週間以上の募集期間を設ける募集が多いが、1月中旬以降は徐々に募集期間を2週間以下とする、より短期間で応募が求められる募集の割合が増えるといっ

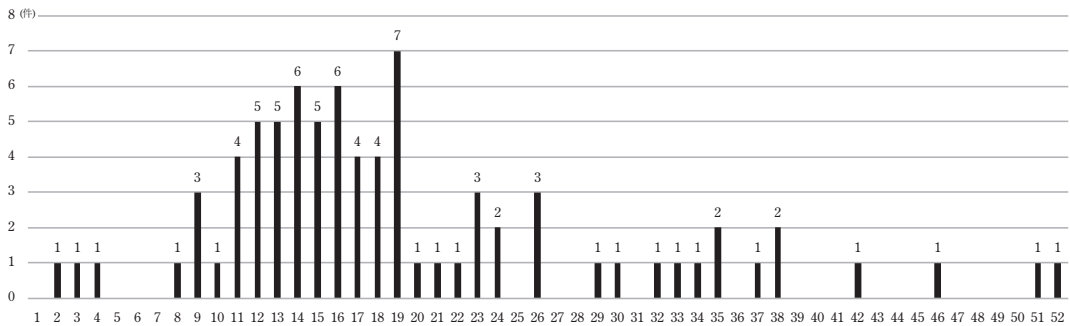


図2 SSW 募集要項の公開日から募集締切日に至る期間（筆者作成。）

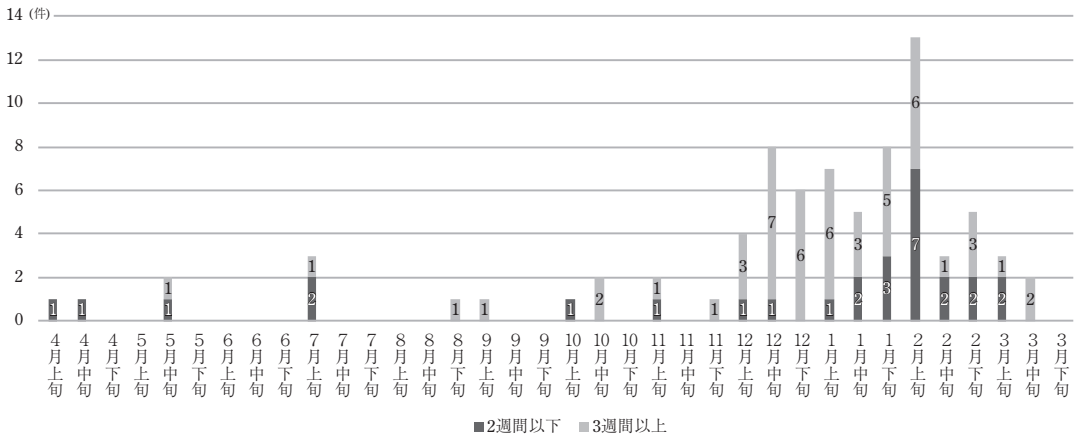


図3 SSW 募集の掲載日分布（募集期間別）（筆者作成。）

た違いは存在する。しかし、いずれにしろ募集期間が短いことに大差はない。また一般的な新卒学生が続々と内定を決めていく中、SSWとしての就職希望者の多くは12月以降まで何も情報を得られぬまま待たなければならないという苦境に立たされることが想定される。加えて、SSWの募集が最も多く発表される2月上旬は、その任用資格とされている社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験が例年実施される時期でもある。また大学によっては、卒業論文の提出や卒業研究の発表の時期にも重なるだろう。SSWに新卒で就職するためには、仕事に必要な資格を得るために一心に勉強する一方で、大学での学修の総まとめに取り組み、そして掲載からわずか11日～19日という短い期間で締め切られる募集を見逃さずに応募していくという三面六臂の活躍が求められるのである。

### 3-2. 資格と賃金、勤務時間：既卒転職者を想定して

3-1. で確認したように、新卒就職希望者がSSWとして就職するには数多くのハードルがあることが明らかにされた。一方で既卒者（他職種の経験者）であれば、こういったハードルは幾分軽減される。既に有している資格を用いた転職のタイミングを適時で探ればよく、たとえば思うような募集が見つからなかったとしても、現在就いている仕事を続ければよいからである。では、果たしてSSWへの転職は魅力的に映るのだろうか。

3-1. で述べた通り、SSWの任用資格は社会福祉士・精神保健福祉士である。しかし藤本（2020a）が論じているように、両資格を活かした就労分野は多岐に渡る。したがってこれらの資格で就くことができる他の仕事と同等あるいはそれ以上の給与が得られないと、転職にあたっての金銭的なインセンティブは生じづらい。そこでまず、社会福祉士・精神保健福祉士の賃金を確認しよう。表2は、属性別の社会福祉士・精神保健福祉士の平均年収である。最上行に示しているように、社会福祉士の平均年収は377万円、精神保健福祉士の平均年収は347万円である。ただし性別に分けると男性の方が高く、特に同じ正規職員でも、男性と女性の間には74万円の開きがある。なお年齢別に分けると、両資格ともに50代までは加齢とともに昇給していくが、60代になると男性は30代並み、女性は20代並みの年収まで下がる。これは、退職による再雇用等で正規職員から外れることが想定されるからである。

それでは次にSSWの資格と賃金を検討しよう。まず賃金であるが、SSWの勤務日数によって大きく異なる。図4は、SSWの月当たり勤務日数と年収を散布図に示し、回帰直線を引いたものである。なお多くの募集要項においては時給や月給として明記されているため、それらを勤務日数・月数に応じて換算して年収を算出した。週5日の募集は大変少なく、最も多い月当たり勤務日数は16日（週4日、年192日）であり、概ね2,250,000円から3,500,000円に収まる。この額は、表2で確認した正規職員として働く男性・女性よりも低く、収入のみで検討すれば転職を促すとは考えにくい。たとえば週4日の勤務となったことに伴い、空いた平日の1日を別の仕事を掛け持ちするなど考えれば同程度または収入の増加を望むことができる。しかし、転職を促す特別な事情やSSWという仕事への強い希望がない限り、給与を減らしてまでも週5日の労働を週4日に減らすとは考えにくいだろう。た

表2 社会福祉士・精神保健福祉士の平均年収（属性別）

|             |             | 社会福祉士      |                | 精神保健福祉士    |                |
|-------------|-------------|------------|----------------|------------|----------------|
|             |             | 回答数<br>(人) | 平均年収<br>(万円/年) | 回答数<br>(人) | 平均年収<br>(万円/年) |
| 全体          |             | 7102       | 377            | 3373       | 347            |
| 性別          | 男性          | 2651       | 439            | 1011       | 403            |
|             | 正規職員        | 2438       | 454            | 889        | 426            |
|             | 非正規職員（常勤）   | 123        | 315            | 54         | 274            |
|             | 非正規職員（パート等） | 84         | 197            | 55         | 162            |
|             | 派遣職員        | 0          | —              | 2          | 70             |
|             | 無回答         | 6          | 264            | 11         | 900            |
|             | 女性          | 4447       | 339            | 2360       | 321            |
| 正規職員        | 3443        | 380        | 1763           | 368        |                |
| 非正規職員（常勤）   | 416         | 277        | 244            | 239        |                |
| 非正規職員（パート等） | 563         | 146        | 313            | 131        |                |
| 派遣職員        | 8           | 237        | 19             | 130        |                |
| 無回答         | 17          | 284        | 21             | 250        |                |
|             | 無回答         | 4          | 386            | 2          | 200            |
| 年齢別         | 20代         | 1053       | 295            | 441        | 255            |
|             | 30代         | 2443       | 346            | 1127       | 319            |
|             | 40代         | 1814       | 408            | 841        | 380            |
|             | 50代         | 1247       | 475            | 616        | 468            |
|             | 60代以上       | 533        | 348            | 343        | 262            |
|             | 無回答         | 12         | 311            | 5          | 315            |

（公益財団法人社会福祉振興・試験センター 2015a・b をもとに筆者作成。）

だし正規職員ではなく非正規職員（常勤）として働く人からすれば、ほぼ同額の収入で勤務日数を1日減らすことが見込まれるため、場合によっては転職を促すことも考えられる。また年齢別で考えれば、20代や30代、収入が下がった60代であれば、結果的に収入は横ばいになることが見込まれるため、他の年代よりも転職のハードルは下がるだろう。ただしいずれにしろ、正規職員のような安定した収入は見込めない。その他、月当たり12日（週3日、年144日）、8日（週2日、年96日）前後などは年収も低く、パートタイムまたは兼業を前提とした募集であると言える。

このように収入という点から見て必ずしも転職を促すわけではないSSWという職域は、資格の観点から見ても同様の結論を導き出すと言える。表3は、（全体の中で多勢を占める）勤務日数が月16日以上SSWの平均年収を、募集要項等に明記されている必要な資格ごとに表したものである。社会福祉士・精神保健福祉士を有している者しか応募できない募集の年収平均は2,917,071円であり、無資格者でも応募可能な募集の年収平均である2,876,955円よりも40,116円高いため、資格を有していることで幾許か高給の仕事に就く道が開かれているとは言える。しかし、年収がわずか数万円変わることが転職の大きな要因になるとは考えにくい。また、社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有し



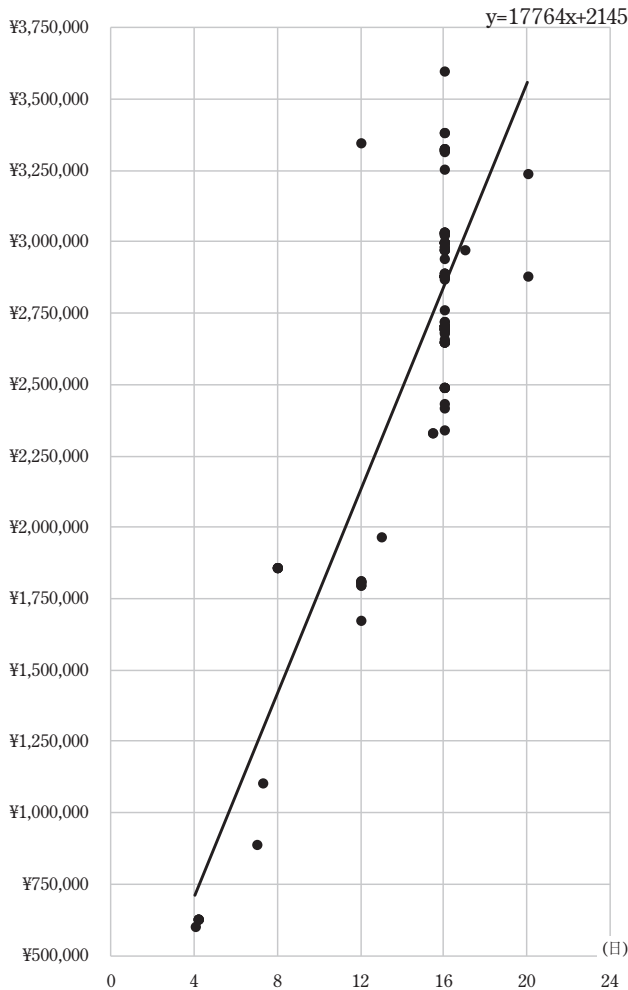


図4 SSWの月当たり勤務日数と年収の関係（筆者作成。）

ておらずとも、各種心理士等の資格や大学での社会福祉の学修があれば同程度の賃金を得られる募集に応募することができるという結果も示されている。したがってことさら社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者のインセンティブが高まる構造にあるとは考えにくい<sup>(7)</sup>。

なお表4は、令和2年度の東京都再任用教員の年額給与（12か月分）である。実際はこれに加えて扶養手当や地域手当、住居手当や教職調整額、そして期末・勤勉手当なども支給されるため、多くのSSWの給与よりも高くなることを見込まれる。しかし、いずれにしろ退職前の給料よりは大幅に下がることには変わりはない。そのような状況を踏まえ、学校現場での経験を募集において生かすことができ、かつ現役時代よりも日数を減らして働くことになることが多いSSWは、老齢年金受給の開始年齢である65歳までの待機期間に“つなぐ”仕事としては手ごろであるとも考えられる。社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者にとっては必ずしも割の良い仕事ではないSSWに、約4割の福祉

表3 勤務日数月16日以上のSSWの必要な資格別平均年収（筆者作成。）

|                                 | 募集数 (n=97) | 平均年収       |
|---------------------------------|------------|------------|
| 全体                              | 97         | ¥2,881,043 |
| 社会福祉士・精神保健福祉士のみ                 | 29         | ¥2,917,071 |
| 各種心理士                           | 25         | ¥2,876,955 |
| 福祉・心理の資格を有さずとも以下の条件で応募可能（複数回答有） | 78         | ¥2,867,785 |
| その他の資格                          | 9          | ¥2,920,000 |
| 教育・福祉についての専門的な知識・技術             | 24         | ¥2,768,840 |
| SSWの実務経験                        | 14         | ¥2,650,800 |
| その他の実務経験                        | 46         | ¥2,881,552 |
| 大学での社会福祉の学修                     | 7          | ¥3,011,600 |

※勤務日数が月16日以上の募集のみを対象に集計。

表4 令和2年度東京都再任教員の年額給与（12か月分）（東京都人事委員会Webサイトを元に筆者作成。）

| 級              | 1級<br>講師・実習助手 | 2級<br>教諭  | 3級<br>主任教諭 | 4級<br>主幹教諭（管理職） | 5級<br>副校長（管理職） | 6級<br>校長（管理職） |
|----------------|---------------|-----------|------------|-----------------|----------------|---------------|
| 月額給料の<br>12か月分 | 2,636,400     | 3,097,200 | 3,319,200  | 3,535,200       | 3,898,800      | 4,710,000     |

士資格の未保有者が就いている（藤本2020a）背景には、こうした事情もあると考えられる。

### 3-3. 応募人数：応募人数と募集期間・年収に弱い相関、相関のない福祉士資格

最後に応募人数について検討したい。3-1. では新卒学生の就職、3-2. では既卒の有資格者の転職を想定して議論を展開してきたが、実際の応募はこれらの混淆であり、それによって応募人数も変動してくると予想される。そこで、実際の応募数とこれまで検討してきた募集期間・年収・資格の関係を見るために相関分析を行ったのが表5である。なお応募倍率ではなく応募数を用いた理由は、多くの募集要項上では募集人数が「若干名」と記されており、応募段階で何名のSSWを雇うかが明示されていないことが多く、応募者にとって応募倍率を考慮して応募することができないと判断されるからである。

平均して、SSWの1つの募集に対して7.87名が応募していることが読み取れる。ただし、実際は1名から26名までと、応募人数には開きがある。また、応募人数と募集期間、年収はそれぞれ低い相関が認められた。すなわち、募集期間が長いことで応募をする者の目に留まりやすかったり、応募について検討・準備する時間が十分に取れたり、高い年収が期待されたりするほど、より多くの応募がなされていたということが伺える。なお社会福祉士・精神保健福祉士資格の有資格者を求めていることと、応募人数の多寡の間には相関が認められなかった。すなわち、応募条件を福祉の専門資格のみに絞ることは、それらを生かせる専門的な仕事を求めて応募人数が増加するという結果につながっているわけではないということである。



表5 応募数と募集期間・年収・資格の相関（筆者作成。）

|         | M         | SD      | 2. 募集期間 | 3. 年収  | 4. 資格 |
|---------|-----------|---------|---------|--------|-------|
| 1. 応募人数 | 7.87      | 6.062   | .301*   | .329** | .000  |
| 2. 募集期間 | 19.02     | 10.594  |         | .291*  | -.033 |
| 3. 年収   | 2,618,706 | 666,255 |         |        | -.010 |
| 4. 資格   | —         | .416    |         |        |       |

\*\*p<.01 \*p<0.05

#### 4. 考察と今後の研究課題

ここまで、様々な側面からSSWとして就職する困難を明らかにしてきた。SSWは新卒で入職するには不明瞭かつ厳しいスケジュールをこなさなければならず(3-1.)、社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者が転職しようとする場合、他の職業や他の資格に比べてインセンティブが必ずしも高くない(3-2.)と考えられることが明らかにされた。募集期間を長くし、得られる年収を高くして基礎自治体が募集をかけたときに応募人数は増える傾向にあった(3-3.)ことは明らかにされたが、果たしてそういった工夫で十分だろうか。

たとえそれらによって応募人数が増えたとしても、それは3-1.や3-2.で論じた様々なハードルを超えた者のみが応募することができるという意味で、応募者は最初から相当に限定されていると言える。応募する者に困難を強いる採用過程や労働条件を甘受しなければ就けないという状況は、そうせざるを得ないような状況下で、一応は自発的に選択しているという「強制された自発性」が働いていると言え、専門性の発揮が前面化して労働条件を二の次にさせる「やりがい搾取」を容易に招き入れる(廣森2018)。従来指摘されてきた、SSWの約7割が女性であること、無保険者が54.7%いること(日本学校ソーシャルワーク学会2016)といった実態は、こうした困難を乗り越える決断を下している多くが家計の主な担い手“以外”であることを示す証左となっている。もちろん、今後もSSWを“パート労働”として位置づけ続ければこれらは問題化されないだろう。しかし、SSWの仕事において「学校や教育委員会との一体性」が重要視され、スクールカウンセラー以上に常勤化の必要性が提起されている(文部科学省2018)ことをふまえれば、他の職種と同様の採用スケジュールで行う、給与を他の社会福祉職と同程度にするなど、採用過程の変革が急務となるだろう。また現行の文部科学省による3分の1補助事業のもとで、会計年度任用職員等として年度単位で雇用する限り、国や各基礎自治体の予算編成に目途が立ってから募集が開始されるため、3-1.で述べたような年度後半における短い募集とならざるを得ず、結果として3-2.で述べたような低賃金や福祉士資格の軽視を招く。単に常勤化するのみならず、教職員同様の定数化を行ったうえで十分な賃金で十分な人数を継続的に雇用することなしには、このような現状は改善できないだろう。

本論文は、東京都という限られた地域においてSSWとして就職するにあたっての困難を明らかにしてきた。このような傾向が全国でも見られるのかを明らかにするうえではより大規模な調査が必要

となる。また現に、こうした厳しい就職の過程を経てでも、社会福祉の専門性を有し、学校現場で日々児童・生徒の課題に向き合っている多くのSSWがいる。社会福祉士は福祉等の仕事に戻る際に「働きがいのありそうな職場」を重視する（社会福祉振興・試験センター2015a）という。したがってSSWが自らの不十分な労働条件と専門性の発揮の間でどのような葛藤を抱きながら仕事をしているのかを明らかにすることも今後の課題である。

## 付記

本論文は、JSPS 科研費 JP20J14261 の助成を受けた研究成果の一部である。

- 注(1) 文部科学省のSSW活用事業実施要項の「2 実施主体」によると、SSW活用事業の実施主体は都道府県・指定都市・中核市であり、間接補助事業として行う場合において市町村（特別区及び市町村の組合）とされている。したがってSSWの採用について検討する本研究の対象は、SSWを活用している基礎自治体となる。
- (2) 港区においては区の教育委員会がSSWを雇用するのではなく、仕様書を設けてSSWを業務委託している。したがって情報開示請求では業務内容と全体の業務時間についての情報は得られたが、それらを委託先がどのように運用しているか（一人当たりの勤務時間・日数をどのように定め、いつ、どのような給与・資格・人数で募集し、結果として何名採用されたか）についての情報は得られないため、本論文で用いるデータには組み込めなかった。
- (3) 多くの自治体では文書保存年限が5年間に設定されており、2015年以前の採用についての情報が得られないことが多かった。無論2015年以前についての採用についての情報も検討に含めているが、2015年以降のそれとは明らかに重みが異なるため、本論文では年度間での比較も行わない。また情報開示請求ないし情報提供によって情報が得られた自治体は、2020年8月時点で51あるが、このうち13自治体は、提供された文書の限りで（文書が保存されている年限内で）新たな採用活動が行われておらず、前任者が引き続き雇用されるなどされている状況が想定される。したがってSSWの採用を明らかにする本論文には使用しない。
- (4) SSWの仕事は、社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程では取り扱わない学校や教育についての理解が必要とされる他、教員という他職種が多勢を占める学校において実践をすることから、ソーシャルワークの中でもより専門的な知識・技術が求められる。現に日本よりも早くSSWが拡充されたアメリカでは、半数近くの州がSSWの採用要件に修士号を掲げている（Torres 1996）。したがってSSWとして就職することは、新卒学生には荷が重いかもしれない。しかし、全国61の大学（2019年4月時点）で、新卒学生が通常の社会福祉士養成カリキュラムに上乘せして学修するスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程が開設されており（日本ソーシャルワーク教育学校連盟2019）、新卒採用にてSSWに就職する道も徐々に整備されつつあると言える。
- (5) 募集を行う教育委員会の中には、都道府県社会福祉士会等の各種関連団体に広報を行っているところもあるが、全てではない。
- (6) なお4月から11月にかけても募集がわずかに続いているが、これらは3月までに定員が埋まらなかった場合の追加募集や、年度途中での増枠・欠員募集であることがほとんどである。
- (7) 平均年収が最も低いのは、社会福祉士や精神保健福祉士、各種心理士ではなくとも、過去にSSW経験があれば応募できる募集であり、社会福祉士または精神保健福祉士を必ず求める募集と比べて230,240円、約1か月分の給与相当の開きがある。しかし、SSW経験を有するためには、まずは他の条件でSSWとして採用されることが必要である。したがってSSW経験を有する者の平均年収が低いことは、直接的には他業種からの転職における収入の増減の考慮には影響しないと考えられる。

参考文献（Web サイトは 2020 年 9 月 14 日最終閲覧。）

- 藤本啓寛（2020a）「スクールソーシャルワーカーは福祉専門職なのか？ 一名称独占の職域に生じた二重方略の失敗」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要（別冊）』28（1），pp. 119-129.
- 藤本啓寛（2020b）「“何者か”にならなくともよい『居場所』参加のパラドックス—おひさま『松山』に関わった大学院生のオートエスノグラフィー」『明日へ翔ぶ—人文社会学の新視点—5』風間書房，pp. 259-275.
- 廣森直子（2018）「『働く』と『好き』の間にあるもの」『科学研究費助成事業「働く」を考える実践事例集—「労働の主体性についての教育学的探究」』pp. 24-27.
- 公益財団法人社会福祉振興・試験センター（2015a）「平成 27 年度社会福祉士及び介護福祉士就労状況調査結果」[http://www.sssc.or.jp/touroku/results/pdf/h27/results\\_sk\\_h27.pdf](http://www.sssc.or.jp/touroku/results/pdf/h27/results_sk_h27.pdf)
- 公益財団法人社会福祉振興・試験センター（2015b）「平成 27 年度精神保健福祉士就労状況調査結果」[http://www.sssc.or.jp/touroku/results/pdf/h27/results\\_p\\_h27.pdf](http://www.sssc.or.jp/touroku/results/pdf/h27/results_p_h27.pdf)
- マイナビ「公務員の就活スケジュールと進め方」<https://job.mynavi.jp/conts/2022/tok/publicofficial/004.html>
- 文部科学省（2018）『平成 29 年度いじめ対策・不登校支援等推進事業報告書 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究（研究代表者：野田正人）』[https://www.ritsumeihuman.com/wp-content/uploads/2017/12/report\\_h3003.pdf](https://www.ritsumeihuman.com/wp-content/uploads/2017/12/report_h3003.pdf)
- 文部科学省（2015）「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）（中教審第 185 号）」[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365657.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365657.htm)
- 日本学校ソーシャルワーク学会（2016）「学校ソーシャルワーク研究（報告書）～全国におけるスクールソーシャルワーカー事業の実態に関する調査報告～」。
- 日本ソーシャルワーク教育学校連盟（2019）「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業 認定課程設置校一覧」[http://jaswe.jp/ssw/20190401\\_sswlist.pdf](http://jaswe.jp/ssw/20190401_sswlist.pdf)
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会・中央福祉人材センター Web サイト「福祉のお仕事 施設・事業所の採用活動」<https://www.fukushi-work.jp/work/detail.html?id=4&did=1>
- Torres, Santos Jr., 1996, “The Status of School Social Workers in America, *Social Work in Education*, 18-1, pp. 8-18.
- 東京都職員給料表（令和 2 年 4 月 1 日現在）【実務担当者向け】[https://www.saiyou.metro.tokyo.lg.jp/saisin\\_kyuuryouhyoupro.html](https://www.saiyou.metro.tokyo.lg.jp/saisin_kyuuryouhyoupro.html)
- 山野則子（2015）『エビデンスに基づく効果的なスクールソーシャルワーク——現場で使える教育行政との協働プログラム』明石書店。
- 米川和雄（2013）「東京都内におけるスクールソーシャルワーカー配置状況」『帝京平成大学紀要』24（1），pp. 61-67.